

議案第 5 4 号

大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱案

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

エネルギー価格高騰の影響により経営に大きな影響が生じている民間認定こども園に対し補助金を交付するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月 日

大野市教育委員会

大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響により経営に大きな影響が生じている民間認定こども園に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民間認定こども園とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 高圧の契約電力を締結している民間認定こども園 420円に令和7年4月1日時点の利用定員数を乗じた額
- (2) 低圧の契約電力を締結している民間認定こども園 350円に令和7年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和7年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 民間認定こども園が締結する電力契約の区分を証する書類の写し
(実績報告の特例)

第5条 規則第10条に定める実績報告は、前条に定める書類の提出をもって、実績報告があったものとみなす。

(関係図書の保存)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

大野市長 石山志保 様

申請者 住 所
事業者名
施設名
代表者氏名

大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書

大野市民間認定こども園電気料金高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 申請額（請求額） _____ 円

$$\left[\begin{array}{l} \text{利用定員数（4/1時点）} \times \text{単価（電力契約区分別：高圧420円/低圧350円※）} \\ \text{_____名} \times \text{単価} \text{ _____円} = \text{_____円} \\ \text{※令和7年7月から9月までの高騰分単価} \end{array} \right]$$

2 添付資料

民間認定こども園が締結する電力契約の区分を証する書類の写し

3 振込先

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義 (カナ)			